

令和4年7月25日

自由民主党枚方市支部
支部長 出来 成元 殿
加藤 治 殿

大阪市中央区南本町 1-4-10 StoRK ビル 4 階
弁護士法人あすなろ あすなろ法律事務所
前田富枝氏及び長友克由氏代理人
弁護士 原 正和
TEL 06-6268-5070/FAX 06-6268-5071

回答書

前略 当職は、前田富枝氏（以下「前田氏」といいます。）及び長友克由氏（以下「長友氏」といいます。）の代理人として、自由民主党枚方市支部の「党紀委員長」が作成名義人となっている令和4年7月11日付「ご連絡」（以下「貴書面」といいます。）に対し、以下の通り回答致します。なお、以下では、自由民主党のことを「自民党」と表記します。

1 自民党規律規約第9条に抵触するとの指摘について

貴殿らは、貴書面において、「貴方は自民党規律規約第9条に抵触されるものと思料されます」と書いておられます。具体的に、前田氏及び長友氏のいかなる行為が上記条項に抵触するということなのか、書面により明らかにして下さい。

なお、仮に、貴殿らが、前田氏及び長友氏が自民党の党籍を有したまま、同党の公認を受けることなく無所属で、令和5年4月に実施予定の枚方市議会議員選挙に立候補することをもって上記条項に違反するものと考えておられるとすれば、当方としてはそのような主張は受け入れられません。自民党员のまま、党からの公認を受けないで無所属で立候補することは何ら上記条項に違反しないことは、前田氏及び長友氏において自民党大阪府連にも確認済みです。

2 「支部党紀委員会」、「支部党紀委員長」の根拠について

自民党枚方市支部の規約には、「支部党紀委員会」、「支部党紀委員長」の根拠となる定めは存在しません。

しかるに、貴殿らは、加藤治氏は自民党枚方市支部の「党紀委員長」であるとしておられます。それは、いかなる根拠に基づくものでしょうか。

1-2

この点について貴殿らからの説得的なご説明がなければ、前田氏及び長友氏において、「党紀委員会」に出席するかどうかについて検討することも出来ないと言わざるを得ませんので、書面によりご説明下さい。

3 「貴方に不利益な結果になることもあります」との記載について

貴殿らは、貴書面において、「党紀委員会」への「出席及び事前の釈明」がない場合には、前田氏及び長友氏に「不利益な結果になることもあります」と書いておられます。

しかし、上記の通り、そもそも、貴殿らは両氏のいかなる行為がいかなる理由で自民党規律規約第9条に違反すると主張しておられるのかが明確ではないうえ、自民党政方市支部の「党紀委員会」の根拠すらも何ら明確ではありません。にもかかわらず、このような「不利益な結果」を示唆されることに両氏は強い憤りを感じております。

また、貴殿らは、昨年以降、長友氏は「支部を除名された」、前田氏及び長友氏は「次の選挙（令和5年統一地方選挙）で自民党から公認されない」旨を自民党员その他に話しておられますが、自民党的市町村支部が党员を除名することなど出来ませんし（政方市支部の規約にも、当然ながら、支部による党员の除名に関する定めはありません。）、自民党から誰が公認されるかは現時点ではまだ確定していません。したがって、「支部を除名した」、「自民党から公認されない」旨の貴殿らのかかる発言は明らかに事実に反するものであり、名誉毀損に該当し得るものであると当方としては思料しております。そこで、長友氏及び前田氏は、まずは本書をもって、貴殿らに対し、「支部を除名した」、「自民党から公認されない」との事実に反する内容を今後は一切話さないよう求めるものです。

4 最後に

上記1及び2記載の点についての貴方からの書面による速やかな回答を待っております。

また、上記の各件については、当職が前田氏及び長友氏の代理人に就任しましたので、今後の連絡は当職までして頂くようお願い致します。

草々